

三番瀬再生会議への追加報告書

テーマ名：ラムサール条約

WG代表者名：倉阪委員

1 議論の経過
<p>(1) WGの構成：倉阪（代表者）、本木、木村、松崎、大野の各委員 (2) 開催状況（会場は千葉県三番瀬サテライトオフィス） 第3回会議 平成22年9月10日開催（倉阪・本木・木村・松崎委員出席）</p>
2 議論の項目・概要
<p>(1) 第3回会議における議論の項目 ア 自然保護課から、ラムサール条約の登録に関する環境省ヒアリングの結果について説明 イ 自然保護課から、市川市行徳漁業協同組合及び南行徳漁業協同組合との意見交換会の結果について説明 ウ 自然保護課から、「ラムサール条約登録湿地関係漁業協同組合アンケート再集計結果」について説明 エ ラムサール条約の登録に向けた今後のスケジュールについて</p> <p>(議論の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境省からは、ラムサール条約の先行（部分）登録について「湿地の部分的な登録は制度上は可能。ただし、その場合、全体登録ができることが前提である（全体登録への道筋がついていること）」「一部分のみで登録の条件を満たしているのか確認が必要」「三番瀬の賢明な利用を図っていくには漁協の協力が不可欠」などの意見があった。 ○2 漁協の考え方は、いずれも「漁場再生が先であり、漁場が改善されてからラムサール条約に登録すればよい。なぜ登録を急ぐのか理解しがたい」というものであった。また、部分登録についても、漁場再生が先というものであった。 ○「ラムサール条約登録湿地関係漁業協同組合アンケート再集計結果」については別添資料のとおりである。 ○12月の三番瀬再生会議までは全体登録に向けて努力し、その結果により全体登録か部分登録かの最終的な意思決定を行いたい。なお、行徳湿地を含めた登録についても、考慮する必要がある。
3 議論の結論、今後の方向性、提案等
<p>本WGの結論は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き三番瀬全体の登録を前提として努力する。 ・その状況を見ながら、12月の再生会議において、どの範囲で登録するのか決定する。 ・先行（部分）登録の方針が仮に決定された場合にも対応できるように、先行登録部分のみでラムサール条約に示された国際的な重要な湿地を指定するための基準を満たしているかどうかについて、県はデータの整理・分析を同時並行で進める。 ・行徳湿地の取り扱いについても検討し、地元市とも相談する。 ・県は地元3漁協の理解を進める場づくりに努める。